
定款

INTLOOP株式会社

2025年9月1日 改定

定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、INTLOOP株式会社と称し、英文では、INTLOOP Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 経営コンサルタント業
- 2. コンピュータシステムの企画、開発
- 3. 労働者派遣事業並びに有料職業紹介事業
- 4. 人材の教育訓練、指導及び育成事業
- 5. 各種商品の企画並びに販売促進に関する企画の作成
- 6. 各種マーケティング業
- 7. 映像ソフトウェア、出版物の企画、制作及び販売
- 8. 知的財産権(著作権、商標権など)の実施、使用、利用許諾、維持管理
- 9. 通信販売業
- 10. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、次の機関を置く。

- 1. 株主総会
- 2. 取締役
- 3. 取締役会
- 4. 監査等委員会
- 5. 会計監査人

(公告方法)

- 第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。
 - 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、32,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

- 第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿 及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社 においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第12条 当会社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有 する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使す ることができる株主とする。
 - 2 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使できる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時 株主総会は、その必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 代表取締役がこれを招集し、議長となる。
 - 2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または 一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載することを要しないものとする。

(決 議)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席 した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を 除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
 - 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める 事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第19条 当会社の取締役(監査等委員である者を除く)は、5名以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

- 第20条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、 株主総会の決議によって選任する。
 - 2 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもっ て選任する。
 - 3 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として、または増員により選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)または他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。
 - 4 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査 等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了

する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席 した取締役の過半数をもって行う。
 - 2 取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める 事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または 電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の 利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取 締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に 対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが できる。

(監査等員会の決議要件)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会監査規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

- 第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2 会計監査人の選任決議は、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

- 第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当等)

- 第39条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度の末日における最終の株主名 簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余 金の配当を支払うことができる。
 - 2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。
 - 3 配当剰余金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当 会社はその支払の義務を免れる。
 - 4 未払の配当金には利息をつけない。

(法令の準拠)

第1条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上